

論 説

# O・バウアー 『民族問題と社会民主主義』 をめぐって

丸 山 敬 一

1. はじめに
2. 戦後日本におけるバウアー民族理論の研究
3. 中国の民族政策とバウナーの民族理論
4. 宗教共同体としての民族
5. 共通語問題の難しさ
6. 第Ⅱインター崩壊の必然性
7. 民族文化と国際文化
8. 民族の将来像
9. マルクス主義と民族問題

## 1. はじめに

私達は5人で2001年7月に御茶の水書房からオットー・バウアーの大著『民族問題と社会民主主義』の邦訳を出版した。その後、社会思想史学会、中部ドイツ史研究会、社会主義理論学会、ポスト・マルクス研究会などで本書を取り上げていただき、さまざまな角度から議論することができた。本書の主たる内容は、「民族とはそもそも何か」という民族本質論（民族の定義）を追求した部分と、「民族問題をいかに解決すべきか」という民族政策論を展開した部分とに分かれるが、この2点について私はすでにそれぞれ一編ずつ論文を書いているので、<sup>(1)</sup>ここでは他の論点について論じてみたい。大変難しい問題が多く、十分な論証ができずに単なる問題提起に終わっているところも多いと思うが、今後の考察のための手掛かりとして書き残しておきたい。

## 2. 戦後日本におけるバウアー民族理論の研究

戦前のわが国でバウナーの民族理論について翻訳や研究が発表されているのかどうか私は全く知らない。ここでは戦後日本における研究のみを考察したい。私の知るかぎり、戦後日本でのバウナー民族理論の研究は、矢田俊隆氏の「オーストリア社会民主党と民族問題」（『スラヴ研究』第7号、1963年）<sup>(2)</sup>が最初ではないかと思う。この論文は表題から分かるとおり、バウナーの民族理論のみを問題としたものではなく、レンナーの民族理論や、ブリュン民族綱領の考察をも含むものであるが、ともかくレンナー、バウナーの著作を手に入れることができ難であり、手に入れることができてもあまりに部厚いため簡単にその全体像を掴まえることができなかった人々にとってきわめて便利な手引きとなつた。私も若き日に大いにこの論文のお世話になっている。イデオロギー的な立場から裁断することなく公正に記述されているのも好感がもてた。しかし、この論文にも問題がないわけではなかった。<sup>(3)</sup>①著者自身が注で認めているように、Hantsch, Kogan, G. D. H. Coleなどの研究書に依拠して記述

しており、部分的にはともかく全体としては原典に当たっていないこと、②そのせいかブリュン民族綱領とレンナーの民族理論については比較的詳細な叙述がなされているが、バウアーのこの大著の内容の紹介はわずか2ページ半程度で、明らかに不十分だといわなければならない。バウアーの原典に当たることなく、矢田氏の論文のこの部分を読んだだけでは読者は何のことかよく分からぬというのが本当のところであろうと思う。若き日の私がそうであった。③それに反し、1918年以後のバウアーの理論的变化（民族自治論→民族自決論）にはかなりのページが割かれ比較的詳細な叙述がなされている。レーニン、スターリンの民族自決論の方が無条件に正しいとする当時の理論状況の影響もあるのではないだろうか。

次に登場するのが高島善哉氏の『民族と階級』（現代評論社、1970年）<sup>(4)</sup>である。だが、この本はバウアー民族理論に関しては多くの問題を含んでいた。次の引用文を見られよ。

「たしかにバウアーの民族理論はブルジョア社会学の影響を多分に受けており、非歴史的觀念的な理論の組立て方がめだっており、現実問題としての民族問題の解明にあまり役立つものではなかったというべきである。バウナーは諸民族の文化的独立ということを重視した。これではレーニンのような革命的実践家にとって役立たないばかりか、非マルクス主義的な理論となるのは当然である。私自身もまた基本的にはレーニンの評価を正しいと思うものである」（98—99ページ）。

「バウナーのようなオーストリア・マルクス主義者は、社会学者テニエスのゲマインシャフトとゲゼルシャフトの区別に依拠しながら民族の概念を定めようとしたけれども、バウナーの民族概念には自然的要素が欠落している。彼は民族を結局一つの歴史的文化的なゲマインシャフトとみてしまった。こうして彼はマルクス主義者の忌みきらういわゆる文化主義と觀念論に陥ってしまった」（101ページ）。

「スターリンはオットー・バウナー『民族問題と社会民主主義』（1907

年) を種本として使った。バウナーのこの大著は、その量的な厖大さにもかかわらず、中身は密度のうすい『もったいぶった』(デーヴィス) 著作であった。彼は民族を、言語を紐帶とする文化共同体(ゲマインシャフト)として規定しようとした。スターリンはバウナーの規定に、一方では土地を付加し、他方では経済生活を付加した。そのかぎりで彼はバウナーよりも一步前進したと言えるであろう。だが民族概念を科学的に深めるという点においては、スターリンはまだバウナーの文化主義的方法から十分にぬけきっていないといえる」(147ページの最初の注)。

他人の理論を「観念論的」とか「ブルジョア的」とか「非マルクス主義的」とか「文化主義的」とかいえば、学問的な批判になりうると思われていた時代を偲ばせる記述である。しかし、ここには事実に合致していないことが一杯ある。たとえば、①バウナーの理論ではゲルマン民族を例にとった民族発展史一つをとってみても、氏族共産主義時代から中世封建時代、資本主義時代、さらには未来の社会主義時代に到る人類の発展史における民族文化共同体の変遷があくまでも歴史的に記述されており、「非歴史的」という非難は全く当たらない。彼の民族定義の中心的概念をなす「民族的性格」もなんら固定したものではなく、過去の歴史過程の沈殿物以外の何物でもなく、したがって今後の歴史の発展過程で絶えず変化していくものとして捉えられている。「歴史的考察」こそが、バウナー民族理論の特色なのである。②バウナーは民族問題の具体的解決策を民族自治論(地域原理+個人原理)という形で提案しており、彼の理論が「非実践的だ」という非難も当たらない。③バウナーは民族を「自然共同体」と「文化共同体」の統一したものとして捉えていて「バウナーの民族概念には自然的要素が欠落している」という批判も当たらない。自然的要素の欠落しているのはむしろレーニンやスターリンの方である。高島氏もスターリンについてはこのことを認めている。「スターリンの民族概念にはこの『人種』というエレメントがまったくみられない」(113ページ)「スターリンは人種という要素を落している」

(145ページ)。④バウアーは、カウツキーの言語共同体はゲゼルシャフトであり、自分のいう性格共同体はゲマインシャフトである<sup>(5)</sup>、と明確に定義しており、上述の高島氏の「彼（バウナー）は民族を言語を紐帶とする文化共同体（ゲマインシャフト）として規定しようとした」という叙述も正確なものではない。⑤「スターリンはバウナーの規定に、一方では土地を付加し、他方では経済生活を付加した」という断定は、田中克彦氏のいうように「単なる学説史の事実にてらしても誤っている」。スターリンはただ自分たちの民族政策に好都合だったカウツキーの理論から「土地」と「経済生活」を借りただけである。

このような初步的な誤りの原因は、高島氏が、①バウアーやカウツキーの原典に全く当たっていないこと、②マルクス、エンゲルス、レーニンを無条件に正しいものとして、その権威に全面的に依拠していること、③当時有名だったH. B. デーヴィスの『ナショナリズムと社会主义』（岩波書店、1969年）にそのまま依拠していること（彼自身そのことを認めている。「以下私の叙述もデーヴィスに負うところが少なくないことをおことわりしておく」154ページ），以上3点に由来するように思われる。

以上の叙述から分かる通り、バウナーの民族理論を知るために本書を読むことは、不必要であるばかりか有害である。

「バウナーの著書を正確に読んでいない」と高島氏を厳しく批判し、バウナーの民族理論を「マルクス主義理論による民族の問題への学問的アプローチであり、同時代にまれなすぐれた成果である」と肯定的に評価したのは阪東宏氏である。それは1975年の歴史学研究会の大会報告「歴史における民族の形成」（『歴史学研究』1975年別冊特集、同氏著『歴史の方法と民族』青木書店、1985年、所収）においてであるが、ここでもやはりレーニンの民族理論が絶対に正しいとする観点からの評価がなされている。阪東氏は、1916年夏の「自決にかんする討論の総括」という論文の中で、レーニンがバウナーに言及し「一連の最も重要な問

題について非常に正しい議論をやっている」と述べている点をきわめて高く評価しているのである。しかし、ここでレーニンの評価しているバウナーの発言は「社会主义的共同体においては、民族的支配・抑圧は現実的に不可能になる」というマルクス主義者なら誰でもいいそうな、しかも今日からみれば誤りである陳腐な見解にすぎない。レーニンに認められて初めて意味をもつというような評価の仕方にはやはり時代の限界を感じざるをえない。

その後に、レーニンやスターリンの権威から解放され、本格的にバウナー自身に内在した研究が登場する。上条勇氏は1984年頃からバウナー民族理論の紹介論文を発表しておられたが、1994年に『民族と民族問題の社會思想史——オットー・バウナー民族理論の再評価』(梓出版社)としてまとめられた。私も前記2編のバウナー民族理論に関する論文を収録した『マルクス主義と民族自決権』(信山社、1989年)を刊行した。しかし、バウナー民族理論の研究は、わが国ではまだその緒についたばかりというべきである。我々の今回の翻訳書の出版が、この研究を今後いっそう進展させることを期待するものである。

### 3. 中国の民族政策とバウナーの民族理論

中華人民共和国憲法は第4条で、「各民族自治地域は、すべて中華人民共和国の切り離すことのできない一部である」と規定し、民族自決権(=分離権)を全面的に否定している。そして55の少数民族には「区域自治」を与えると述べている。毛里和子『周辺からの中国——民族問題と国家』(東京大学出版会、1998年)によれば、中国の区域自治は政治的自治というには程遠く、あくまで文化的自治にとどまっており、その実質は特殊な地域に賦与された若干の地方自治と「民族の文化的自治」(オットー・バウナー)<sup>(8)</sup>の混合したものと性格づけることができる、という。つまりところ、この憲法の4条4項の規定する「自己の言語・文字を使用し発展させる自由」「自己の風俗・習慣を保持または改革する

自由」が区域自治の実質的内容ということになるのであろう。

中国共産党もコミニテルンの指導のもとにあったのであるから、建国以来一応建前の上ではレーニン、スターリンの批判に従ったバウアー批判をしてきたが、プラグマティックに民族政策を追求してきた結果、次第にバウナーの民族政策論に近づいてきているというのは大変に興味深いことである。中国では独自の地域や経済生活をもたないユダヤ人や回族をも民族としているが、地域原理（＝属地主義）一本槍のため分散している少数民族には自治権が保証されないところに問題がある、と毛里氏はいう。<sup>(9)</sup> ここでも個人原理（＝属人主義）の検討が必要になるであろう。

#### 4. 宗教共同体としての民族

冷戦終結後世界中で民族紛争の激化がみられるが、それは同時に宗教紛争の色彩も帯びている。民族はたしかに「言語共同体」（カウツキー）や「性格共同体」（バウナー）であるが、同時に「宗教共同体」でもあるということを痛感させられる日々である。バウナーもまた言語が共通であっても宗教が違えば、違う民族が形成されうることを認めている。「宗教の違いが文化共同体を妨げ、共通の宗教が共通の文化の基礎であるところでは、宗教の違いが、同じ言葉を話す人々から二つの民族を作り出すことがある。今日までのセルビア人とクロアチア人がそうである」。<sup>(10)</sup> しかし、彼は宗教の力を過小評価した。「カトリックのクロアチア人と正教のセルビア人は、言語の共通性にもかかわらず、異質の文化的影響のもとにある。しかし、宗教の文化的分離作用が消滅する程度に応じて、言語の同一性によって媒介される交通共同体と、彼らが共に享受している同種の文化的影響力とのおかげで、セルビア人とクロアチア人から一つの民族が生み出されるかもしれない」。<sup>(11)</sup> ユーゴスラビア崩壊後に起こったボスニア紛争は、バウナーのこの予言が全く的中せず、宗教の力が弱まるどころか、逆に宗教の違いがここでもまた殺し合いにまで発

展するものであることを示した。ボスニアではクロアチア人（カトリック教徒）、セルビア人（セルビア正教徒）、モスレム（イスラム教徒）の三つ巴の戦いになったからである。

宗教の力を軽視するというバウナーの傾向はユダヤ人の考察にもみられる。彼の大著の第23章「ユダヤ人の民族自治？」では、宗教共同体としてのユダヤ人という側面は全く考察されていない。しかし、ユダヤ人が世界中に散らばって共通の土地も言語ももっていないにもかかわらず、ユダヤ人としての一体感（アイデンティティ）をもっているのは一体なにゆえであろうか。それはユダヤ教という宗教の共通性ではないだろうか。マルクス主義者は全体に宗教の力を過小評価する傾向があるが、ハンチントンが『文明の衝突』（集英社、1998年）の中で述べているように、宗教は21世紀の国際政治の中でますます重要な役割を演ずるようになるのではないだろうか。<sup>(12)</sup>

## 5. 共通語問題の難しさ

オーストリア・ハンガリー帝国では、ターフェの言語令（1880年発布、チェコ語の半公用語化を目指す）やバデニーの言語令（1897年発布、ドイツ語とチェコ語の完全平等化を目指す）によって次第にチェコ語の地位を引き上げ、ドイツ語と対等にしようとする努力がみられたが、それらは今までの優位な地位を失うことを恐れたドイツ人の反発を買い、議会の審議は麻痺し、大衆集会やデモが繰り返され、流血の衝突にまで発展して、内乱の到来を思わせる程になったので、結局バデニーは罷免され、<sup>(13)</sup>言語令も撤回されてしまった。この政治的危機の最中に採択されたブリュン民族綱領（1899年9月採択）は、共通語問題についてはチェコ人に配慮して実に慎重な表現しかとれなかった。すなわち、いう。「我々はいかなる民族的特権も認めないがゆえに、国家語の要求を拒否する。どの程度まで共通語を必要とするかは帝国議会が決定するであろう」と。これでは事実上この問題を回避したといわれても仕方あるまい。バ

ウアーもまたこの大著の中でブリュン民族綱領の全文を引用し、それに代わる自分の民族綱領私案を提案しているが、共通語問題については「国家の必要事ではあっても、社会民主党の綱領が要求しなければならないプロレタリアの必要事ではない」<sup>(14)</sup>として回避している。何人もこの問題に触れると火傷することが分かっていたのである。

しかし、文化的民族自治を唱え、母語による教育を主張すればするほど、コミュニケーションの手段としての共通語はますます重要になってくる。カウツキーは本書に対する書評『民族性と国際性』<sup>(15)</sup>の中でまさにこの点を衝いている。彼は軍隊でも議会でも官庁でも共通語なしに済ますことはできないことを指摘し、しかもオーストリア・ハンガリー帝国では、ドイツ語以外に共通語の地位を占めうる言語のないことを認めていた。それゆえ、この帝国ではドイツ語に習熟している人々が他の人々に比べて断然有利な地位を占めることになるが、それは「いかなる制度によっても除去されえない事態の本質に根ざした」どうにもならないことであるという。「国家内の権力をめぐる諸民族の闘争を、オーストリアのために完全に終わりにするような制度を見出すことは不可能である」という彼の発言には、民族問題に対する諦観のようなものが感じられる。

## 6. 第Ⅱインター崩壊の必然性

私は若き大学生の頃、猪木正道氏の『ロシア革命史』(世界思想社)、『ドイツ共産党史』(弘文堂) や、マルタン・デュ・ガールの『チボー家の人々』(白水社)などを読んで、1914年夏に第一次世界大戦が迫った時、第Ⅱインターナショナルが断固戦争に反対するどころか、階級闘争をやめ、支配階級に協力して祖国防衛政策に転じてしまったことを知った。それ以来、なぜマルクス主義者のインターナショナリズムはナショナリズムの前に敗れてしまったのか、が一つの研究テーマとなった。この原因を究明するには、もとより当時の第Ⅱインターナショナルの組織の実態や力量（果して帝国主義政府の戦争政策を阻止しうるほどの力が

あったのか) 等々の実証的研究が不可欠であるが、現在の私にはそれを明らかにしうるだけの準備がない。ここで究明できるのは、戦争などの危機が迫った時、人は階級を越えた民族共同体の一員として行動するのか、それとも民族を越えた階級共同体の一員として行動するのか、という一点のみである。

この点に関してバウナーの大著は一つの解答を与えている。彼は階級共同体を生み出しているのは単なる「運命の類似性」であると、次のようにいう。「あらゆる国のプロレタリアートは、似たような性格傾向を帶びている。多くの差異にもかかわらず、相似た階級状況が、ドイツ、イギリス、フランス、ロシア、アメリカ、オーストラリアの労働者の性格に、同様の傾向を刻み込んでいる。つまり、同じ闘争の喜び、同じ革命的信念、同じ階級道徳、同じ政治的野心を刻み込むのである。だが、ここで性格共同体を生み出しているのは、運命共同体ではなく、運命の類似性なのである<sup>(16)</sup>」。しかし、民族はちがう。「運命の類似性ではなく、共通の運命を共に体験し、共に耐えること、つまり運命共同体が民族を生み出すのである。…不断の相互作用、絶えざる相互関係の中で体験された運命が民族を生み出すのである。民族は、単なる運命の類似性の産物ではなくして、運命共同体の中で、運命を共にする仲間たちの絶えざる相互作用の中でのみ発生し、存続するということ、このことが民族をあらゆる他の性格共同体から分かつのである」。つまり、バウナーのいうところでは、民族は運命共同体から生ずるものであるが、階級は単に運命の類似性から生ずるものにすぎないのである。そしてこの両者を分かつものは、それらの成員の間に不断の交通関係があるかどうかという点である。「民族の成員の間に交通共同体が存在すること、つまり直接間接の交通における絶えざる相互作用が存在すること、このことが民族を階級の性格共同体から分かつのである」。同じ町に住み、同じ新聞を読み、同じ政治的事件や同じスポーツの勝敗に关心を抱き、不斷に交際している人々の結びつきの方が、同じ運命のもとにあるとは

いえ、他国に住んで何の交流もない人々との結びつきよりもはるかに強いのである。他国の軍隊が侵入してくるというような危機の迫った時、人が民族共同体の一員として行動するというのはきわめて自然なことといわなければならない。第Ⅱインターは崩壊すべくして崩壊したのである。

## 7. 民族文化と国際文化

ローザ・ルクセンブルクやバウアーは、たとえ貴族やブルジョアジー や僧侶（つまり今までの支配階級）の作り出した文化であっても、それを継承し発展させていくのがプロレタリアートの課題だとみなしていた。ルクセンブルクはポーランドの貴族民族主義の最大の詩人であったアダム・ミツキエヴィッチ生誕百年を記念して書いた小文の中でいう。「彼は貴族民族主義の最大にして最後の歌い手であり、それによってまたポーランド民族文化の最大の担い手であり、代表者であった。そして、そのようなものとして、彼は今日ではポーランド労働者階級のものであり、ポーランド労働者階級は以前のポーランドの最大の精神的遺産として彼を受け継ぐものである」。<sup>(17)</sup> バウナーもいう。「今まで人間が考案し、工夫し、創作し、歌ったものは、今や大衆の相続財産になる。何世紀も前に中世恋愛詩人が誇り高き領主夫人のために歌ったもの、ルネッサンスの芸術家が金持ちの大商人のために描いたもの、早期資本主義の時代の思想家が狭い教養人層のために考え出したものが、大衆の所有物になる。こうして未来の人間は、先祖の遺産と同時代人の新たな作品から自己の文化を創造する」。<sup>(18)</sup>

しかし、民族文化全体を擁護し、継承・発展させていくべきだすれば、階級協調主義に陥ってしまうのではないだろうか。いくら政治や経済の領域で激しく階級闘争を展開しても、文化の領域では階級協調主義になるというのでは、マルクス主義者としては一貫性を欠くのではないだろうか。レーニンやスターリンはこの点を厳しく衝く。彼らのいうと

ころでは、一国の文化の中には地主、僧侶、ブルジョアジーの作り出した民族文化（支配階級の文化）とプロレタリアートの生み出す民主主義的・社会主義的な国際文化とがあり、マルクス主義者は、断固として後者のみを支持すべきだという。これは、レーニンやスターリンが文化の領域にも階級闘争を持ち込まなければならないことを自覚していたことを意味する。民族文化全体を擁護するといえば、支配階級にも異論のあろうはずはなく、全階級に共通の民族的課題になってしまう。文化の領域でも階級闘争を遂行するためには、文化を支配階級の文化（＝民族文化）とプロレタリアートの文化（＝国際文化）に二分し、後者のみを支持するといわなければならなかつたのである。

マルクス主義者としてみればレーニン、スターリンの態度の方が一貫していることは否定できない。しかし、さまざまな疑問が生ずる。①一国の文化を民族文化と国際文化とに「きれいに」二分することが果して可能か。②たとえば日本の和歌、俳句、川柳、華道、茶道、歌舞伎、文楽、狂言、能などは日本の伝統的な民族文化だと思うが、これらをプロレタリアートが継承・発展させてはいけないのか。③他方、日本における国際文化とは何か。プロレタリア文学か。それだけではあまりに貧しくはないか。④農民が日々の労働の中から生み出した民謡や民踊（盆踊り、等々）、民話など——外国語でいえばフォークダンスやフォークソングに当たるもの——はどうか。農民こそが民族性の最も強固な保持者だということからいえば、これらの文化こそ最も典型的な民族文化だと思うが、これらをプロレタリアートが継承・発展させてはいけないのか。

## 8. 民族の将来像

バウラーはこの大著の中で、民族の将来について、次の3点を述べているように思う。①社会主義社会が初めて労働者、農民を含めてすべての勤労大衆を民族文化共同体の中に編入する。奴隸制、封建制、資本主義などの階級社会においては、支配階級のみが民族を構成し、その文化

が民族文化であった。勤労大衆は文化の創造者ではあっても享受者ではなく、民族のメンバーからも排除されていた。彼らは民族の隸属民をなしていた。階級なき社会主義社会になって初めて、勤労するすべての人々が、民族の成員となり、民族文化の創造者であると同時に享受者になるのである。②民族文化は、社会主義社会の発展につれてますます多様化し、民族的性格も相互にいっそう際立ったものになるであろう。社会主義の敵や社会主義に無知な人々からは、社会主義は民族の差異をならし、その違いを少なくするもの、あるいは全くなくするものという見解が提出されている。たしかに、このことは民族文化の物質的内容についてはいえることである。科学技術の進歩は、民族相互間で急速に学び合われ、「どんな技術的進歩も数年のうちに、全世界の財産になる」からである。だが、精神文化についてはそのようなことはいえない。精神文化は他の民族によって決して機械的に受容されるものではなく、各民族の伝来の精神文化との対決を通じて、その上で消化され、加工され、姿を変えて受容されるものだからである。それゆえ、世界全体に単一の国際文化が作り出されるというよりも、姿の違うさまざまな民族文化が生み出されると考えるのが自然である。かくして、来るべき社会主義社会においては、多様な民族文化の花が絢爛と咲き誇ることになるであろう。③すべての民族が独立した民族国家、あるいは独立した民族共同体を形成する権利としての民族性原理は、社会主義社会において初めて十全に実現される。社会は独立した民族文化共同体の連合体となる。資源の乏しい弱小民族も、自由な国際分業と適正な労働配分の結果、自立的な経済単位を形成し、国民経済を築きうるのである。社会主義社会は、一方でこのようにして民族性原理を実現するのであるが、他方でその限界をも乗り越えようとする。資本主義社会においてすでに、国際海上交通、郵便、電信、尺度、衛生などに関して国際条約が締結され、国際法が生まれているが、社会主義社会になると、この傾向はいっそう強まり、共同体間の条約と国際機関の数が増大する。やがて国際的交通諸関係の計画的規

制のため、その最高指揮機関として、国際事務局が設置されるようになる。この過程は、ついには民族共同体を越えた国家の国家を生み出すにいたる。ヨーロッパ合衆国の実現も夢ではない。このように、社会主義的民族性原理は、まず民族共同体ごとの国家形成の原理として機能し、次いで民族国家を越えた世界の連邦国家の形成を目指す原理となる。「社会主義的民族性原理は、民族性原理と民族自治とのより高次の統一である」。<sup>(19)</sup>

このようにバウナーは、民族こそが来るべき社会主義社会の新しい秩序の主要な組織的単位になりうると予測したのであった。だが、カウツキーはこれとはまさに正反対の将来像を提出する。「もしわが文化国家の住民大衆が、自國語だけでなく、あと一つか、あるいは数種の世界語を自由に操ることができるというような状態にひとたび達するならば、その時にはまた、さしあたりより小さな民族の言語が徐々に衰退し、やがて完全に消滅し、ついには、すべての文化的人類が、一つの言語、一つの民族に統合されてしまうという基盤が生み出されることであろう」。<sup>(20)</sup>つまり、将来における交通関係の緊密化は交通共同体の拡大をもたらし、その中で通用する世界語の形成と少数民族の言語の消滅とをもたらす。民族を言語共同体とみるカウツキーにとってはみずからの言語を放棄することは、その民族の死滅を意味するから、少数民族は言語を放棄することによって次第に死滅し、やがて世界はただ一つの言語、ただ一つの民族、ただ一つの文化からなる単調な社会になるであろう、というのである。

「民族文化共同体に民族全体を引き入れ、民族が完全な自決を獲得し、諸民族の精神的差異化が強まること——社会主義はこのことを意味する」というバウナーの発言に対置して、カウツキーは次のようにいう。「民族の分化ではなくして、同化が、民族文化への大衆の接近ではなくして、ますます世界文化と同義となるヨーロッパ文化への接近が、社会主義的発展の目標である」<sup>(22)</sup>、と。両者の民族の将来像が、まさに正反対である

ことが分かるであろう。

どちらの予言が正しいか、にわかには決めることができない。標準語が普及すればするほど、方言を守れという運動が強まるように、英語が国際語になればなるほど、母語を守れという運動が強まる。グローバリズムが強まれば、当然反グローバリズムの運動が強まる。今日のフランスなどで顕著にみられるところである。人間の歴史では、一つの方向のみが直線的に貫徹するわけではない。いくつもの相反する傾向が同時併行するものである。民族の接近・融合・同化・消滅の傾向と並んで、多文化主義の運動が長く併存することであろう。

## 9. マルクス主義と民族問題

田中克彦氏は、スターリンの1950年の論文「マルクス主義と言語学の諸問題」は、言語学にマルクス主義を適用することが無効であり、ソビエト言語学が敗北したことを宣言するものであった<sup>(23)</sup>、という。その理由は、スターリンが①言語は上部構造ではなく、生産用具、たとえば機械のようなものである、②言語は階級的なものではなく、全人民的なものであって、社会全体に、社会のすべての階級に同じように奉仕するものである、という事実を認めたからである、というのだ。けだし、妥当な見解であろう。

言語の問題を階級一元論のマルクス主義の理論で解けないように、民族の問題もやはりマルクス主義で解くことはできないと思う。その理由として考えられるのは次の諸点である。①民族を完全に階級に還元することは不可能である。言語は言うに及ばず、文化、民族感情、アイデンティティなど、階級を越えて民族を結びつける紐帯があるからである。民族自決権を全面的に否定する時、民族を階級に解体することに全力を挙げたローザ・ルクセンブルクさえも、ポーランドの民族自治を唱える時には民族共通の課題のありうることを認めざるを得なかつた程である。②あくまでも階級的立場を堅持して民族問題にアプローチすると戦

略・戦術論になり、民族自治などを唱えて民族問題の具体的解決策を探るとナショナリズムに陥る。マルクス主義とナショナリズムを理論的に両立させる道はない。歴史的には、中国共産党のように、マルクス主義者がナショナルな課題（抗日民族統一戦線）を担ったことはあるが、それは決してマルクス主義とナショナリズムの関係が理論的に解明されたことを意味するものではない。③カウツキーのいうように、仮に民族が接近・融合・同化・消滅する（その時には、もちろん民族問題はなくなるだろうが）としても、その速度はマルクス主義者の予想したよりもはるかに遅い。民族問題は今後も長く人類を悩ませ続けるであろう。

だが、ナショナリズムは自民族中心主義と排外主義を核とする大変危険なイデオロギーであるだけでなく、近代の政治的イデオロギーの中では最も強力で動員力も大きいので、何とかしてこれを克服していく道を探らなければならない。マルクス主義者がプロレタリア・インターナショナリズムを唱えてブルジョア・ナショナリズムを克服しようと努力した、その志操の高さは十分に評価されてよい。しかし、「労働者は祖国をもたない」という『共産党宣言』のテーゼそのものが誤っていたため、彼らの試みは無惨にも失敗に帰した。我々はナショナリズムを越える人類普遍の原理を一体どこに見出すべきであろうか。

### 注

- (1) 丸山敬一「民族の定義をめぐって——バウアー・カウツキー・スターリン——」『現代世界と政治』(猪木正道先生古稀祝賀論集、世界思想社、1988年) 丸山敬一「O・バウラーの民族自治論」『現代の法と政治』(中京大学法学部20周年記念論文集、1988年)
- (2) この論文は後に同氏著『ハプスブルク帝国史研究』(岩波書店、1977年)に収録されている。また、もっと内容を簡潔にまとめたものとして「オーストリア社会民主党の民族理論」(『季刊社会思想』3-2、1973年)がある。
- (3) 矢田、上掲書、319ページ、注(2)。
- (4) この本は後に『高島善哉著作集』(こぶし書房、1997年)第5巻に収録

されている。巻末に植村邦彦氏の解説が付いている。

- (5) Otto Bauer, *Bemerkungen zur Nationalitätenfrage. Die Neue Zeit.* Jg.26. Bd.1.1908. S.800. Otto Bauer, *Werkausgabe* (Europa Verlag, Wien.1979) Bd.7.S.949. 丸山敬一訳「民族問題評注」『中京法学』34巻3・4合併号, 2000年3月, 340ページ。
- (6) 田中克彦『言語からみた民族と国家』(岩波書店, 1991年, 同時代ライブラリー81) 112ページ。
- (7) 阿部照哉・畠博行編『世界の憲法集〔第2版〕』(有信堂, 1998年) 221ページ。
- (8) 毛里著, 49ページ。
- (9) 同上, 70ページ。
- (10) オットー・バウアー, 丸山敬一・太田仁樹他訳『民族問題と社会民主主義』(御茶の水書房, 2001年) 119ページ。
- (11) 同上, 107ページ。
- (12) ハンチントンはこの本の中で人類の歴史において果たす宗教の役割を強調している。たとえば、次のようにいう。「いかなる文化あるいは文明でも、中心的な要素は言語と宗教である」(82ページ)「文明を定義するあらゆる客観的な要素のなかで最も重要なのは通常、アテナイ人が強調したように、宗教である。人類の歴史における主要な文明は世界の主要な宗教とかなり密接に結びついている。そして、民族性と言語が共通していても宗教がちがう人びとはたがいに殺しあう場合があり、レバノンや旧ユーゴスラヴィアやインド亜大陸で起こったことはそのあらわれである」(54ページ)「宗教が『ますます国際問題に割り込んできそう』な気配である。西欧からつぎつぎと生まれた政治理念が文明の内部で衝突を繰り返すことはなくなり、かわって文明間の文化と宗教の衝突が起りはじめている」(73ページ)。
- (13) このあたりの叙述は矢田氏の前掲書の261—266ページ前後による。
- (14) バウナー, 前掲訳書, 445ページ。
- (15) Karl Kautsky, *Nationalität und Internationalität. Ergänzungshefte zur Neuen Zeit.* Jg. 26. Bd. 1. Nr.1,18. Jan. 1908. S.29-30. 丸山敬一訳「民族性と国際性」『中京法学』34巻1・2合併号, 1999年10月, 126—7ページ。
- (16) この節の引用文はすべてバウナー, 前掲訳書の105—6ページにある。
- (17) Rosa Luxemburg, Adam Mickiewicz. *Rosa Luxemburg. Gesammelte Werke.* (Diez Verlag, Berlin 1972) I-1.S.307. 丸山敬一訳『マルクス主義と民族問題』(福村出版, 1974年) 180ページ。

18 (18) O・バウアー『民族問題と社会民主主義』をめぐって(丸山)

- (18) バウアー, 前掲訳書, 98ページ。
- (19) 同上, 435ページ。
- (20) Kautsky, *op. cit.*, S.17. 丸山訳, 110—111ページ。
- (21) バウアー, 前掲訳書, 101ページ。
- (22) Karl Kautsky, *Die Befreiung der Nationen*. (Stuttgart, 1918) S. 47. 丸山敬一訳「民族の解放」『中京法学』35巻3・4合併号, 2001年3月, 207ページ。
- (23) 田中克彦『「スターリン言語学」精読』(岩波現代文庫, 2000年) 284ページ。

(2002・5・9)